

県外百貨店とタイアップしたみやぎ米PR業務 企画提案募集要領

1 趣旨

本募集要領は、宮城米マーケティング推進機構（以下、「機構」とする。）が県外百貨店とタイアップしたみやぎ米PR業務を委託するに当たり、業務の企画提案を広く募集し、総合的な審査により委託事業者を選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

2 業務の目的

本業務は、東京都・大阪府・愛知県に立地する百貨店とタイアップしたみやぎ米の広報宣伝及び食べる機会の創出により、みやぎ米のうち特に「だて正夢」の認知度向上と消費拡大を図るために実施するものである。

3 「だて正夢」について

(1) 特長及びターゲット

宮城県が開発した水稻新品種「だて正夢」は、もちもち食感と甘みの強さ、また冷めても美味しい特長を持つ新品種である。ターゲットは、ブランド米の購入志向がある購買決定権を持つ女性とする。

(2) 販売について

令和3年産「だて正夢」は、10月上旬頃から販売開始する。県外での本格的な販売は、11月上旬からを想定している。生産・流通量は、県内外併せて約4,500tの予定。

4 業務内容

以下の百貨店とタイアップした業務を実施すること。

(1) 「だて正夢」を使用した飲食物販売企画

「だて正夢」を使用した飲食物を販売すること。

イ 実施期間は、令和3年10月1日から令和3年11月30日までの間で2週間以上とする。

ロ 実施場所は、東京都、大阪府、及び愛知県のそれぞれ1店舗以上とする。

ハ 販売する飲食物には、「だて正夢」が使用されていることがわかるような工夫（ロゴマークのシールの貼付など）をすること。

(2) みやぎ米精米販売企画

「だて正夢」を含めたみやぎ米販売用の特設コーナーを設置すること。

イ 実施期間は、令和3年10月1日から令和3年11月30日までの間で適当な期間を設けること。

ロ 実施場所は、東京都、大阪府、及び愛知県のそれぞれ1店舗以上とする。

(3) SNSやスマホアプリ等を活用した告知

(1)及び(2)の誘客のため、SNSやスマホアプリ等を活用した告知を実施すること。

(4) 百貨店ECサイトでの販売

タイアップする百貨店のECサイトを活用し、「だて正夢」を始めとしたみやぎ米販売促進企画を実施すること。

(5) 独自提案企画

その他、(1)及び(2)の誘客及びみやぎ米の認知度向上に繋がるような独自提案企画を実施すること。

5 企画提案の際の留意点

(1) 他のプロモーション企画

次の内容は、本業務とは別に実施する予定がある。

- イ 「だて正夢」のテレビCMの放映
- ロ 「だて正夢」の首都圏でのテレビパブリシティ活用
- ハ PRツールの作成、配布
- ニ 公式ホームページやTwitter、機構ホームページやフェイスブックからの情報発信
- ホ みやぎ米米飯提供店利用者を対象とした抽選でのプレゼントキャンペーン
- ヘ Web・SNSを活用したサンプル配布企画

(2) 公式ホームページ・SNSの活用

機構の公式ホームページ・フェイスブック、県で開設している「だて正夢」の公式ホームページ・Twitterアカウントを活用してもかまわない。

- イ 機構公式ホームページ：<https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/>
- ロ 機構フェイスブック：<https://ja-jp.facebook.com/miyaginookome/>
- ハ だて正夢公式ホームページ：<http://datemasayume.pref.miyagi.jp/>
- ニ だて正夢Twitter：https://twitter.com/datemasayume_m

(3) 「みやぎ米」PR動画の活用

県が所有する「みやぎ米」PR動画を活用することができる。動画の内容は、次のWebページで確認すること。

<http://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/know/lineup/doga/>

(4) 新型コロナウイルスへの対応

本業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況下においても、「新しい生活様式」に対応した、十分な効果が見込める内容とすることを前提とする。

(5) 他法令の遵守

関連する法令を遵守し、企画提案に当たること。

6 履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日(金)まで

7 事業費(委託上限額)

金4,000,000円(うち消費税及び地方消費税 金3,636,364円)

※ ただし、上限額での契約を保証するものではない。

8 スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始	令和3年7月5日(月)
説明会	開催なし
質問受付期限	令和3年7月9日(金)午後5時
質問回答	令和3年7月13日(火)
企画提案参加申込期限	令和3年7月14日(水)午後5時

企画提案書提出期限	令和3年7月16日（金）午後5時
選定委員会（書面審査）	令和3年7月27日（火）予定
選定結果通知	令和3年7月28日（水）
契約締結	令和3年7月下旬以降

9 応募資格

次のすべてに該当する者のみ、本業務の企画提案に応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 地方税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (5) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。
- (8) 官民を問わず本業務と類似した業務実績を有すること。

10 質問の受付

次のとおり、企画提案を求める内容等に関して質問を受け付ける。

- (1) 受付期間 募集開始から令和3年7月9日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 質問書（別記様式第1号）により、電子メールで提出すること。電話や口頭、受付期間以降の質問は一切受け付けない。
- (3) 提出先 宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課内）
電子メール：miyamai-se@pref.miyagi.lg.jp
- (4) 回答方法 質問への回答は、機構の企画提案募集 Web ページ（<https://foodkingdom.pref.miyagi.jp/miyagimai/>）に掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものは質問者に対してのみ回答する。

11 企画提案への参加申込

- (1) 提出書類
 - イ 企画提案参加申込書（別記様式第2号） 1部
 - ロ 宣誓書（別記様式第3号） 1部
 - ハ 会社概要（既存資料で可） 1部
- (2) 提出期限 令和3年7月14日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。
- (4) 提出先 宮城米マーケティング推進機構事務局（宮城県農政部みやぎ米推進課内）
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1（県庁舎10階北側）

12 企画提案書の提出方法

(1) 提出書類 企画提案書 8部 (任意様式, A4 片面印刷でページ番号を付すこと)

(2) 企画提案書に記載する事項

次の記載事項について、右欄の記載内容を参考に、企画提案内容や有効性、得られる効果などを具体的に記載すること。事項の記載順は問わないが、不足のないように注意すること。

No	記載事項	記載内容
1	企画提案の概要	・「4 業務内容」の企画内容をまとめた概要版を 1 ページで示すこと。
2	スケジュール	・想定される実施スケジュールを具体的に示すこと。
3	組織体制	・業務の実施のための再委託先等も含めた組織体制や人員配置を具体的に示すこと。 ・県内に活動拠点を有していない場合は、機構との連絡体制を具体的に示すこと。
4	類似業務実績	・官民を問わず、過去 3 年間に実施した代表的な類似事業の概要 (事業名, 契約額, 実施内容) を複数記載すること。
5	見積額	・「4 業務内容」に基づき、各項目の内訳及び項目内の明細を含めた見積額を示すこと。

(3) 提出期限 令和 3 年 7 月 16 日 (金) 午後 5 時まで (必着)

(4) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

(5) 提出先 宮城米マーケティング推進機構事務局 (宮城県農政部みやぎ米推進課内)
〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8-1 (県庁舎 10 階北側)

(6) 留意事項

イ 応募は 1 者 1 企画提案書とする。ただし、企画ごとに代案等を提案してもかまわない。

ロ 提出書類は返却しない。なお、提出書類は本件の事業者選定の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

ハ 表紙には、企画提案を行う業務名と提案事業者名を記入すること。

ニ 提出後の書類の差し替えは認めない (機構が補正等を求める場合を除く)。

なお、万が一修正がある場合は、選定委員会開始までに書面で修正内容を示すこと。

口頭や選定委員会後の修正は認めない。

ホ この企画提案に係る費用は、すべて企画提案者の負担とする。

13 企画提案書の審査

(1) 機構は、企画提案者の中から本業務の受注候補者を選定するため、選定委員会を開催し、選定委員による書面審査を実施する (プレゼンテーションは行わない。)。

(2) 選定委員会は次のとおり開催する。

イ 実施日 令和 3 年 7 月 27 日 (火) 予定

ロ 実施会場 宮城県庁 10 階農政部会議室予定

(3) 審査項目及び配点 (満点 : 50 点) は以下のとおり。

No	審査項目	審査の視点
1	事業内容 【30点】	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的及び内容を十分に理解した内容となっているか。 ・PR効果の高い手法及び内容になっているか。 ・「だて正夢」の認知度向上や購買促進に繋がる内容か。 ・想定するターゲットに対して高い訴求効果が見込める内容か。 ・事業終了後も、持続したPR効果が見込める内容となっているか。
2	実施体制・類似 業務実績 【20点】	<ul style="list-style-type: none"> ・実現可能なスケジュールとなっているか。 ・手段及び方法は具体的で、実効性の高い内容か。 ・確実に委託業務を遂行できる実施体制及び能力を有しているか。 ・本業務を遂行できる実績があるか。

(4) 審査の結果、委員ごとに各企画提案者の評価点を計算し、評価合計点が満点の6割以上で、最高点（1位）を付けた委員が最も多い企画提案者を受注候補者とする。ただし、最高点（1位）を付けた委員が同数の企画提案者が複数いた場合は、最高点（1位）を付けた企画提案者のうち、各委員の順位の合計が最少の企画提案者を受注候補者とする。

(5) 提案者が1者の場合も審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、受注候補者として選定する。

(6) 企画提案者がいない場合又は各委員の評価合計点の平均が満点の6割以上の企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

(7) 審査結果は全提案者に通知する。

(8) 審査内容及び結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

(9) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

イ 本要領9の応募資格のいずれかを満たさなくなったとき。

ロ 提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

ハ 提出書類に不備があったとき（軽微な不備を除く）。

ニ 見積額が、本要領7の事業費（委託上限額）を上回っているとき。

ホ 提出書類の内容に虚偽、不正又は本要項の定め違反する記載があったとき。

ヘ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

ト その他不正な行為があったとき。

(10) その他

本業務の実施に関しては、機構と受注候補者で協議の上、仕様を決定する。また、委託契約後の具体的な企画内容や進め方等についても、逐次機構と受注者の間で協議し柔軟に対応しながら実施していくものとする。

14 契約手続きについて

(1) 選定委員会で選定された企画提案者を受注候補者とする。

(2) 受注候補者と機構は、企画提案の内容をもとにして、契約内容、仕様、委託料の支払方法、事業の運営、実施体制等について詳細を協議する。

(3) 契約にあたっては、県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）に定める随意契約の手続きにより受注候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結するものとする。

- (4) 随意契約の手続きにより見積書を提出する際には、機構が指定する区分の内訳書を併せて提出すること。
- (5) 契約にあたっては、受注候補者との調整により前金払について契約書に記載することができるものとする。
- (6) 受注候補者は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、県財務規則第 114 条第 1 項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。
- (7) 受注候補者として選定された提案者が委託契約を辞退した場合には、企画提案の審査で次点の評価を受けた提案者と契約の交渉を行う場合がある。